



第 3 支部 学校事務 共同実施だより



* 平成 24 年度 共同実施 *

共同実施の組織は、学校事務支援室と支部組織により推進され、教員も含めた全教職員が構成員とされています。静岡市教育振興基本計画を具現化して自律的な教育行政を展開するために、そして教職員が児童・生徒と触れ合う時間を確保するために、学校事務支援室及び支部組織による共同実施が推進されています。

第 3 支部の今年度の目標は、「**学校事務全体の見直し改善**」と設定しました。主に、「財務管理の適正化による教育環境整備」と、「事務処理の標準化による学校運営改善と職員の事務負担軽減」を目指し、新たな制度や社会の要求に応えられる事務システムの改善を行っていきます。学校事務に関するアイデアや声を聴かせてください。一緒に各学校の課題解決に取り組んでいきましょう。

* 学校事務改善提案を募集します *

子どもと向き合う時間をより多く確保するために、事務負担を軽減したいと思いませんか？静岡市学校事務改善協議会では、「こうなれば良いのに！」「ああなれば良いのに！！」と思っている先生方の改善提案を募集しています。適性化、効率化、簡素化を目指し、皆で知恵を出し合って改善していきましょう。実現可能な具体的なアイデアをお寄せください。

★**提案様式** 校務用 PC「経営＞学校評価＞改善協議会」フォルダ内「改善提案書」

★**提出方法** 平成 24 年 7 月 17 日（月）までに事務職員へ

教務・学籍事務 情報管理 施設・備品管理
学校預かり金事務 保健関係事
危機管理 地域対応 成績処理
etc… もっと良い方法は…



昨年度改善された事項は…

①添付ファイルの改善	会合通知等を G メール配信に統一 添付ファイルは止むを得ない場合を除き「様式集」を活用し、メール本文に添付しない
②学外に関する基準の統一	校長会による協議の結果、学外勤務に関する基準を市内で統一
③学籍事務取扱要領の整備	学籍事務に係る取扱いや調査書の手数料の扱いについて制定
④就学援助事務の効率化	就学援助事務に係る支援システムを配布
⑤準公金取扱基準の検討	学年費等の取扱基準を定めた
⑥養護教諭専用 G メールアドレス付与	保健室業務の効率化
⑦校務用パソコンの更新対応	平成 24 年 8 月の校務用パソコン更新時期に合わせ、各校に共通するデータの事前インストール等について検討中
⑧給食事務の適正化と効率化	清水区給食事務取扱資料を作成
⑨臨時任用教職員の休暇簿様式	より効率の良い様式に変更

*** 用務員共同実施 ***

今年も学校の環境整備等を支部内の用務員が総出で行う予定です。また、随時協力し合って業務を進めていきます。この他にもお気づきの点がありましたら御相談ください。

昨年度の取組み

- 西奈幼……うさぎ小屋前踏み台作成
小屋の屋根の貼替え
- 西奈南小…樹木の剪定
- 竜爪中……樹木の剪定
- 北沼上小…樹木の剪定



今年度の取組み予定

お楽しみに♪

- 観山中……教室内の壁の塗装
- 麻機小……北校舎階段の工事
- 千代田東小…樹木の剪定
(北沼上小……木造小屋の撤去)

*** 6月29日(金)はHAPPY DAY ♪♪♪ ***

6月は太陽がなかなか顔を出してくれず、じめじめとした日が続きますね。しかし、6月29日(金)には期末勤勉手当が待っていますよ！今回の支給月数は1.9月(期末1.225月+勤勉0.675月)分です。うきうき気分であめ雨を乗り切りましょう！！

*** 住民税の特別徴収開始 ***

住民税は、前年(1月~12月)の所得金額を基礎として算出され、1月1日に住所がある市町村に納めます。職員は、6月から翌年5月までの12ヶ月間、住民税が給料より天引きされ、納税(特別徴収)することとなります。税額決定通知書の内容と6月以降の給与明細書で正しく控除できているかを各自で確認してください。なお、新規採用職員や臨時的任用職員、非常勤講師、退職者、退職者は給料からの天引きができないので、区役所等より送付される納税通知書により各自で納めてください。

*** 平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました ***

児童手当法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されました。主な変更点は以下のとおりです。

		子ども手当 (H23年10月からの金額)	新・児童手当
支給対象月		平成23年10月~平成24年3月まで	平成24年4月~
支給対象		中学校修了前まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	同左
手当月額	3歳未満 一人につき	15,000円	同左
	3歳以上 小学校修了前まで	第1・2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	小学校修了後中学校修了前まで	10,000円	同左
所得制限		無	有
支払月		平成24年2月、6月	6月、10月、2月

※所得制限が6月分の手当から適用され、児童を養育している方の所得が所得制限額以上の場合は、特例給付として児童一人当たり月額一律5,000円を支給

※平成24年6月8日は、2・3月分子ども手当と4・5月分児童手当を合わせて支給

その他所得制限等の詳細は、事務職員までお尋ねください。

